

○法務省令第 号

会社法（平成十七年法律第八十六号）、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）及び会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号）の規定に基づき、会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

会社法施行規則の一部を改正する省令

会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法)</p> <p>第二百二十二条 法第二条第三十四号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（第二百二十四条に規定する電磁的記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二百二十四条 法第二十六条第二項に規定する法務省令で定める</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>第二百二十二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第二百二十四条 法第二十六条第二項に規定する法務省令で定める</p>

ものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの）に係る記録媒体をいう。第二百二十八条を除き、以下この章において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

（会社法施行令に係る電磁的方法）

第二百三十条 会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号）第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
- イ 「略」
- ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

（保存の方法）

第二百三十三条 民間事業者等が電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読

ものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

（会社法施行令に係る電磁的方法）

第二百三十条 「同上」

- 一 「同上」
- イ 「同上」
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

（保存の方法）

第二百三十三条 民間事業者等が電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読

<p>2 「略」</p> <p>み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。</p>
<p>2 「略」</p> <p>（交付等の方法）</p> <p>第二百三十七条 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 「同上」</p> <p>（交付等の方法）</p> <p>第二百三十七条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。